日本農林規格の見直しについて

「ベーコン類」

ベーコン類の日本農林規格の見直しについて (案)

平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定及び「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」(平成17年8月農林物資規格調査会決定)に基づき、ベーコン類の日本農林規格(昭和48年4月10日農林省告示第786号)について、標準規格の性格を有するものとして、消費者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

ベーコン類は、消費者が日常的に使用しており、一定の品質が期待されることから標準が必要である。現在の製品の製造及び国際的な規格の動向等を踏まえ、ベーコン類の日本農林規格について、

- (1) コーデックス規格との整合を図る観点から、品質指標として赤肉中の粗た ん白質の基準を設定し、赤肉中の水分の基準を削除する
- (2)使用実績のない食品添加物を削除する等の改正を行う。

ベーコン類について

1 規格の位置づけ

ベーコン類は、消費者が日常的に使用しており、一定の品質が期待されることから標準が必要であり、ベーコン類の日本農林規格は「標準規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

認定工場数:61

(単位:トン、%)

名 称		H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
ベーコン	生産数量	58, 167	63, 668	66, 060	68, 688	69, 698
	格付数量	8, 838	7, 454	6, 152	5, 767	5, 181
	格付率	15. 2	11.7	9.3	8.4	7.4
ロースベーコン	生産数量	166	133	103	86	122
	格付数量	4	5	2	2	2
	格付率	2.4	3.9	1.8	1.8	1.3
ショルダーベーコン	生産数量	9, 452	9, 265	7, 989	7, 384	7, 123
	格付数量	14	27	21	17	15
	格付率	0.1	0.3	0.3	0. 2	0. 2
合 計	生産数量	67, 784	73, 066	74, 152	76, 158	76, 943
	格付数量	8, 856	7, 486	6, 174	5, 785	5, 197
	格付率	13.1	10. 2	8.3	7. 6	6.8

他法令での引用:特になし

3 将来の見通し

生産数量、格付数量とも大きな変動はないと思われる。

4 国際的な規格の動向

「Cooked Cured Ham」(加熱塩漬豚もも肉)及び「Cooked Cured Pork Should er」(加熱塩漬豚肩肉)のCODEX規格は、いずれも1981年に制定され、1991年に改正されている。

ベーコン類の日本農林規格の改正概要

1 規格の改正

(1) コーデックス規格との整合を図る観点から、品質指標として赤肉中の粗たん白質の基準を設定し、赤肉中の水分の基準を削除する。

規格		基準	
ベーコン	上級	(赤肉中の水分)→削除	
		(赤肉中の粗たん白質) 16.5%以上であること。→追加	
	標準	(赤肉中の水分)→削除	
		(赤肉中の粗たん白質) 16.5%以上であること。	
		ただし、結着材料を使用しているものに	
		あっては、17.0%以上であること。→追加	
ロースベーコン		(赤肉中の水分)→削除	
及びショルダー		(赤肉中の粗たん白質) 16.5%以上であること。	
ベーコン		ただし、結着材料を使用しているものに	
		あっては、17.0%以上であること。→追加	

(2) 食品添加物について、以下の改正を行う。

規格	用途	追加する食品添加物	削除する食品添加物
ベーコン、ロースベ	調味料	乳酸ナトリウム	
ーコン及びショルダ	酸化防止剤	L-アスコルビン酸	エリソルビン酸
ーベーコン	p H調整剤	乳酸ナトリウム	
ベーコン (標準)	増粘安定剤	カードラン、カラギーナ	
	(乳化安定	ン、キサンタンガム、グ	
	剤を使用し	ァーガム及びローカスト	
	ない場合に	ビーンガムのうち1種	
	限る。)		

2 測定方法の変更

「赤肉中の水分」の基準を削除することから、当該測定方法を削除し、「赤肉中の粗たん白質」の測定方法を新たに規定する。

加熱塩漬豚もも肉のコーデックス規格について(抜粋)

CODEX STANDARD FOR COOKED CURED HAM

(CODEX STAN 96-1981 (Rev. 1 - 1991))

3.4 Meat Content

- Average percentage meat-protein on fat-free basis ≥ 18.0%
- Minimum percentage meat-protein on fat-free basis = 16.5% (absolute minimum)

(仮訳)

- 3.4 肉の量
- -平均食肉たん白割合 (無脂肪換算) ≥18.0%
- -最小食肉たん白割合 (無脂肪換算) =16.5% (絶対最低値)

加熱塩漬豚肩肉のコーデックス規格について(抜粋)

CODEX STANDARD FOR COOKED CURED PORK SHOULDER

(CODEX STAN 97-1981 (Rev.1 1991)

3.4 Meat Content

- Average percentage meat-protein on fat-free basis ≥ 17.5%
- Minimum percentage meat-protein on fat-free basis = 16.0% (absolute minimum)

(仮訳)

- 3.4 肉の量
- -平均食肉たん白割合(無脂肪換算)≥17.5%
- -最小食肉たん白割合 (無脂肪換算) =16.0% (絶対最低値)

	改	正	案			現	行
ベーコン類の (適用の範囲)	の日本農林規格				(適用の範囲)	(の日本農林規格	
第1条 (略) (定義)					第1条 この規格 (定義)	は、ベーコン、ロースベーコン及びショ	ルダーベーコンに適用する。
第2条 (略)					0 = 0.40	において、次の表の左欄に掲げる用語の	定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお
					用 語	定	義
					ベーコン	次に掲げるものをいう。	
						1 豚のばら肉(骨付のものを含む。)を整形し、塩漬し、及びくん煙したも
						2 ミドルベーコン又はサイドベーコ り取り、整形したもの	ンのばら肉(骨付のものを含む。)を切
						3 1又は2をブロック、スライス又	はその他の形状に切断したもの
					ロースベーコン	次に掲げるものをいう。	
						1 豚のロース肉 (骨付のものを含む	。)を整形し、塩漬し、及びくん煙した
						もの	
						2 ミドルベーコン又はサイドベーコ	ンのロース肉(骨付のものを含む。)を
						切り取り、整形したもの	
						3 1又は2をブロック、スライス又	はその他の形状に切断したもの
					ショルダーベー	- 次に掲げるものをいう。	شند
					コン	1 豚の肩肉(骨付のものを含む。)	を整形し、塩漬し、及びくん煙したもの
					2 サイドベーコンの肩肉(骨付のものを含む。)を切り取り、整形したもの		
						3 1又は2をブロック、スライス又	はその他の形状に切断したもの
					ミドルベーコン	次に掲げるものをいう。	
						1 豚の胴肉を塩漬し、及びくん煙し	たもの
						2 サイドベーコンの胴肉を切り取り	、整形したもの
					サイドベーコン	豚の半丸枝肉を塩漬し、及びくん煙し	たものをいう。
					半丸枝肉	豚のと体をはく皮し、又は脱毛し、内 を除去し、これをせきついに沿つて二	臓を摘出し、並びに頭部、尾部及びし端 分したものをいう。
					胴肉	半丸枝肉から肩及びももの部分を除い	
(ベーコンの規模	各)				(ベーコンの規		
	ログ の規格は、次のとおりとっ	する。			, ,	·の規格は、次のとおりとする。	
区分	基			準	区分	基	準
	上	級	標	準		上級	標準
品位	(略)		(略)	·	品位	1 形態及びくん煙の状態が良好で、	1 形態及びくん煙の状態がおおむね
						損傷及び汚れがないこと。	良好で、損傷及び汚れが目立たない

	赤肉 白質		[削る。] 16.5%以上であること。	[削る。] 16.5%以上であること。ただし、結着 材料を使用したものにあつては、17.0 %以上であること。	((()	<u>肉中の水分</u> 新設)	3 香味が良好であり、かつ、異味異 臭がないこと。 4 肉質が良好で、液汁の分離がなく 、赤肉と脂肪の結着が良好で、かつ 、その割合が適当であること。 (新設)	3 香味がおおむね良好であり、かつ 、異味異臭がないこと。 4 肉質がおおむね良好で、液汁の分 離がほとんどなく、赤肉と脂肪の結 着がおおむね良好で、かつ、その割 合がおおむね適当であること。 75%以下であること。 (新設)
<u> </u>	製品: 料	中の結着材	(略)	(略)	製品料	品中の結着材	_	1%以下であること。
	原 材	原料肉	(略)	(略)	原材	原料肉	豚のばら肉以外のものを使用していな いこと。	同左
<i>)</i>	:]	原料肉及び 食品添加物 以外の原材 料	(略)	(略)	料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 食塩、砂糖類その他調味料として 使用するもの 2 香辛料	いないこと。 1 調味料 (上級の基準と同じ。)
	-	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料	次に掲げるもの以外のものを使用して いないこと。 1~8 (略)		食品添加物	塩化カリウム、5'ーグアニル酸二 ナトリウム、Lーグルタミン酸ナト リウム、コハク酸二ナトリウム及び	いないこと。 1 調味料(上級の基準と同じ。) 2 結着補強剤(上級の基準と同じ。) 3 発色剤(上級の基準と同じ。) 4 乳化安定剤 カゼインナトリウム 5 酸化防止剤(上級の基準と同じ。) 6 甘味料(上級の基準と同じ。) 7 香辛料抽出物
			3 (略)	9 p H調整剤 (上級の基準と同じ。) 10 増粘安定剤 (乳化安定剤を使用しない場合に限る。) カードラン、カラギーナン、キサンタンガム、グァーガム及びローカストビーンガムのうち1種			酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸 四ナトリウム、ポリリン酸カリウム 、ポリリン酸ナトリウム、メタリン 酸カリウム及びメタリン酸ナトリウ ムのうち3種以下 3 発色剤	

1 1	i	
	4 酸化防止剤	
	<u>L-アスコルビン酸、</u> L-アスコ	
	ルビン酸ナトリウム、エリソルビン	
	酸ナトリウム、d l - α - トコフェ	
	ロール及びミックストコフェロール	
	のうち2種以下	
	5 (略)	
	6 (略)	
	<u>7</u> p H調整剤	
	乳酸ナトリウム	
異物	(略)	
内容量	(略)	
容器又は包装の	(略)	
状態		
(ロースベーコ)	/及びショルダーベーコンの規格)	

(ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格)

第4条 ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格は、次のとおりとする。

[2	☑ 分	基	準
品位	Ĺ	(略)	
[肖	刊る。]	[削る。]	
赤肉	<u> 肉中の粗たん</u>	16.5%以上であること。ただし、結着材料	料を使用したものにあつては、17.0%
白質	<u> </u>	<u>以上であること。</u>	
製品	品中の結着材	(略)	
料			
原	原料肉	(略)	
材			
料	原料肉及び	(略)	
	食品添加物		
	以外の原材		
	料		
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用している	ないこと。_
		1 調味料	
		5'-イノシン酸ニナトリウム、塩	化カリウム、5'ーグアニル酸二ナト
		<u>リウム、Lーグルタミン酸ナトリウム</u> 、	、コハク酸二ナトリウム、乳酸ナトリ

	 亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム 及び硝酸ナトリウムのうち2種以下 4 酸化防止剤
異物	混入していないこと。
内容量	表示重量に適合していること。
容器又は包装の	防湿性を有する資材を用いており、かつ、薄切りしたものにあつては、通気性
状態	のない資材を用いて密封されていること。
(ロースベーコ)	/乃パショルダーベーコンの组枚)

(ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格)

第4条 ロースベーコン及びショルダーベーコンの規格は、次のとおりとする。

第 43	トロースペー	-コン及びショルダーベーコンの規格は、0	てのとおりとする。
	☑ 分	基	準
品位	Ţ	1 形態及びくん煙の状態がおおむね良好	子で、損傷及び汚れが目立たないこと。
		2 色沢がおおむね良好であること。	
		3 香味がおおむね良好であり、かつ、昇	異味異臭がないこと。
		4 肉質がおおむね良好で、液汁の分離が	がほとんどなく、赤肉と脂肪の割合が
		おおむね適当であること。	
赤	肉中の水分	75%以下であること。	
(弟	所設)	(新設)	
製品	品中の結着材	1%以下であること。	
料			
原	原料肉	ロースベーコンにあつては豚のロース肉、	ショルダーベーコンにあつては豚の
材		肩肉以外のものを使用していないこと。	
料	原料肉及び	前条の規格の原料肉及び食品添加物以外の	O原材料の標準の基準と同じ。
	食品添加物		
	以外の原材		
	料		
	食品添加物	前条の規格の食品添加物の標準の基準と同	可じ <u>。</u>

ウム及び5'ーリボヌクレオチドニナトリウムのうち3種以下
2 結着補強剤
ピロリン酸四カリウム、ピロリン酸二水素二ナトリウム、ピロリン酸四ナ
トリウム、ポリリン酸カリウム、ポリリン酸ナトリウム、メタリン酸カリウ
<u>ム及びメタリン酸ナトリウムのうち3種以下</u>
3 発色剤
亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム及び硝酸ナトリウムのうち2種以下
<u>4</u> 乳化安定剤
<u>カゼインナトリウム</u>
5 酸化防止剤
L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、エリソルビン酸ナ
トリウム、 $d 1 - \alpha - $ トコフェロール及びミックストコフェロールのうち 2
<u>種以下</u>
<u>6</u> <u>甘味料</u>
<u>カンゾウ抽出物</u>
<u>7</u> 香辛料抽出物
<u>8 くん液</u>
9 <u>p H 調整剤</u>
乳酸ナトリウム
異物 (略)
内容量(略)
容器又は包装の(略)
状態

(測定方法)

第5条 前2条の規格の赤肉中の粗たん白質の測定方法は、脂肪層を取り除き、ミキサー等で粉砕し 均一化したものを試料とし、ケルダール法又は燃焼法により測定する。

(1) ケルダール法

ア 測定の手順

(ア) 試料の分解

<u>a</u> 出力可変式分解台 (ビーカーに沸石 2~3個と水100mlを入れ最大出力で10分間予熱した熱源に載せたとき、5分以内に沸騰する能力を有するもの)を用いる場合

薬包紙に試料約1.0gを0.1mgの単位まで正確に量りとり、300m1ケルダール分解フラスコに薬包紙ごと入れ、分解促進剤(硫酸カリウム9gと硫酸銅(Ⅱ)五水和物1gを混合したものをいう。以下同じ。)10g及び硫酸約10m1を加える。分解台で泡立ちがおさまるまで弱く加熱し、泡立ちがおさまつたら出力を最大にする。分解液が清澄になった後、約90分間出力最大のまま加熱する。分解終了後、室温まで放冷し、水50m1(試料の蒸留を(ℓ)のcの自動蒸留装置を用いる場合で行う場合は20m1)を加え分解物を溶解する。空試験は、薬包紙のみをケルダールフラスコに入れ、試料と同様に行う。

b 加熱ブロック分解装置(あらかじめ420℃に加熱したブロックに、水50m1と沸石2~3 個を入れたケルダール分解チューブを載せた時、2分30秒以内に沸騰させる能力を有する

異物	勿	前条の規格の異物と同じ。
内容	全	前条の規格の内容量と同じ。
容器	景又は包装の	前条の規格の容器又は包装の状態と同じ。
状態	757	

(測定方法)

第5条 前2条の規格の赤肉中の水分の測定方法は、脂肪層を取り除いて調製した試料約2gを量り 取り、135±2℃で2時間乾燥した後、ひよう量し、乾燥前の重量と乾燥後の重量との差の試料重 量に対する百分比を赤肉中の水分とする。

もの)を用いる場合

薬包紙に試料約1.0gを0.1mgの単位まで正確に量りとり、250~300ml容分解チューブに薬包紙ごと入れ、分解促進剤10g及び硫酸約10mlを加える。あらかじめ200℃に保温しておいたブロック分解装置で泡立ちがおさまるまで加熱し、泡立ちがおさまつたら420℃にする。分解液が清澄になつた後、約60分間分解を続ける。分解終了後、室温まで放冷し、分解物に水20mlを加える。空試験は、薬包紙のみを分解チューブに入れ、試料と同様に行う。

(化) 蒸留

a 塩入・奥田式蒸留装置を用いる場合

容量300ml以上の蒸留液捕集容器(以下「捕集容器」という。)に $1\sim4\%$ ほう酸溶液2 $5\sim30$ mlを入れ、プロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬(95%エタノール2 00mlにプロモクレゾールグリーン0.15g及びメチルレッド0.10gを含むよう調製したものをいう。以下同じ。) $2\sim3$ 滴を加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液の入ったケルダールフラスコを蒸留装置に接続し、 $25\sim45\%$ 水酸化ナトリウム溶液を加え(水酸化ナトリウムとして20g以上を含むようにする。)分解液をアルカリ性にし、留液が約100ml以上になるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

b パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合

分解液を100ml容全量フラスコに水で洗い込み、定容として試料液とする。捕集容器に $1\sim4$ %ほう酸溶液 $25\sim30$ mlを入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 $2\sim3$ 滴を加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。試料液25mlを全量ピペットで蒸留管に入れ、 $25\sim45$ %水酸化ナトリウム溶液を加え(水酸化ナトリウムとして6g以上を含むようにする。)、試料液をアルカリ性にし、留液が約100ml以上になるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

<u>c</u> 自動蒸留装置 (ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置。自動蒸留装置と自動商定装置を組み合わせた装置を含む。以下同じ。)を用いる場合

装置の操作方法に従い蒸留する。捕集容器に1~4%ほう酸溶液25~30 mlにプロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬2~3滴を添加した溶液を入れ、留液流出口が液中に浸るようにする。分解液に水30ml、25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え(水酸化ナトリウムとして20g以上を含むようにする。)分解液をアルカリ性にし、留液が100ml以上得られるように蒸留を行う。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置等では、装置に適した方法で蒸留、滴定を行う。

(ウ) 滴定

a ビュレットによる滴定の場合

塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合にあつては、留液を0.1mol/1硫酸溶液で、パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合にあつては、0.025mol/1硫酸溶液で25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。滴定値は0.01mlまで記録する。空試験用試料について得られた留液も同様に滴定を行う。

<u>b</u> 自動滴定装置(滴定の終点の判定を自動で行う装置で、20m1以上のビュレット容量を持つもの)による滴定の場合

留液を0.05 mol/1又は0.1 mol/1の硫酸溶液で滴定する。滴定装置の操作に従い、終点を検出する。空試験用試料について得られた留液も同様に操作を行う。

イ 計算

(7) 塩入・奥田式蒸留装置又は自動蒸留装置を用いる場合

粗たん白質 (%) = $(T-B) \times F \times M \times A \times 2 / (1000 \times W) \times 6.25 \times 100$

(イ) パルナス・ワグナー式蒸留装置を用いる場合

粗たん白質 (%) = $(T-B) \times F \times M \times A \times 2 / (1000 \times W) \times 6.25 \times 100 \times (100/25)$

- T:試料における滴定値(ml)
- B:空試験における滴定値 (ml)
- F:滴定に用いた硫酸のファクター
- M:窒素の原子量 14.007
- A:滴定に用いた硫酸の濃度 (mol/1)
- W:試料の測定重量(g)
- 6.25: 窒素-たん白質換算係数
- 注1:試験に用いる水は、蒸留法若しくはイオン交換法によって精製した水又は逆浸透法、蒸留法 、イオン交換法等を組み合わせた方法によって精製したもので、日本工業規格K8008に規定 するA2以上の品質を有するものとする。
- 注2:試験に用いる試薬及び試液は、日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。
- <u>注3:試験に用いる全量ピペット、全量フラスコ及びビュレットは、日本工業規格R3505に規定するクラスA</u>又は同等以上のものを使用する。
- 注4:空試験の滴定で1滴で明らかに終点を越える色を呈したときは、空試験の滴定値を0mlとする。

(2) 燃焼法

- ア 燃焼法全窒素測定装置(次の(ア)~(エ)の能力を有するもの)
- (7) 酸素(純度99.9%以上のもの)中で試料を熱分解するため、最低870℃以上の操作温度を 保持できる燃焼炉をもつこと。
- (4) 熱伝導度検出器による窒素 (N_2) の測定のために、遊離した窒素 (N_2) を他の燃焼生成物から分離できる構造をもつこと。
- (f) 窒素酸化物 (NOx) を窒素 (N2) に変換する機構をもつこと。
- (工) ニコチン酸等 (検量線作成に用いたもの以外の標準品で、純度99%以上のもの) を用いて1 0回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15%であり、標準偏差が0.15以下 であること。

イ 測定の手順

- (グ) 各装置の操作方法に従つて検量線作成用標準品(エチレンジアミン四酢酸(純度99%以上)、DL-アスパラギン酸(純度99%以上)、あるいは他の同純度の標準品を用いる。)を 0.1 mg以下の単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
- (1) <u>試料約200~500mgを0.1mgの単位まで正確に量りとり、装置に適した方法で測定する。</u>

ウ 計算

検量線から窒素分(%)を算出し、下記の式を用いて粗たん白質(%)を求める。 粗たん白質(%)=6.25×窒素分(%)